

# 秋田聖徳会一般型特定施設概要

## 1. 方針

- 1 特定施設の事業はサービス計画に基づき、特定施設において利用者が要介護状態になった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができ、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指します。
- 2 養護老人ホームと特定施設は、安定的かつ継続的な事業運営に努めます。

## 2. 名称・所在地及び管理者

名称	秋田聖徳会一般型特定施設
住所	秋田市旭南一丁目5番6号
管理者	秋田聖徳会養護老人ホーム施設長

## 3. 入所（利用）対象者

秋田聖徳会養護老人ホーム入所者のうち、介護保険制度における要介護認定の結果、要介護と認定された方が対象となり、老人ホームと介護サービスの利用に係る契約を締結していただくこととなります。

## 4. 職員体制

当ホームでは一般型特定施設の職員として、以下の職員を配置しています。

(1) 管理者	1人（兼務）	職員及び業務の管理
(2) 生活相談員	1人以上（兼務）	利用者・家族への生活相談、助言・援助
(3) 計画作成担当者	1人以上（兼務）	特定施設サービス計画の作成
(4) 介護職員	15人以上（兼務）	利用者の自立支援・日常生活の援助
(5) 看護師	2人以上（兼務）	利用者の健康管理
(6) 機能訓練指導員	1人以上（兼務）	利用者の生活機能減退の防止

## 5. サービスの内容

### (1) 基本サービス

#### ①特定施設サービス計画の作成

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、特定施設サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

#### ②利用者の安否の確認

事業者の職員により利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。

#### ③生活相談等

生活相談員をはじめ、職員が日常生活に関すること等の相談に応じます。

(2) 特定施設サービス計画によるサービス

①入浴・排泄・食事等の日常生活上の支援

利用者の心身の状況に応じ、自立支援および日常生活の充実に資するよう特定施設サービス計画に沿って、適切な技術をもって行います。

②機能訓練及び療養上の世話等

利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を営むのに必要な生活機能の減退を防止するため、特定施設サービス計画に沿って、機能訓練を行います。また、健康状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置を講じます。

6. 利用料金

「介護保険給付対象サービス」と「介護保険給付対象外サービス」の利用料があります。

○特定施設入居者生活介護基本料金（介護保険給付サービス）

1日あたりの料金		うち利用者自己負担	
		1割	2割
特定施設入居者生活介護 (1日につき)	要介護1 (542単位)	542円	1,084円
	要介護2 (609単位)	609円	1,218円
	要介護3 (679単位)	679円	1,358円
	要介護4 (744単位)	744円	1,488円
	要介護5 (813単位)	813円	1,626円
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	1日につき (18単位)	18円	36円
夜間看護体制加算	1日につき (9単位)	9円	18円
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数に8.2%を乗じた単位数	※R6年6月に介護職員処遇改善加算に1本化となり、12.8%を乗じた単位数になります。	
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数に1.8%を乗じた単位数		
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.5%を乗じた単位数		

注) 上記利用料金は厚生労働大臣の定める基準額であり、利用者負担は1割(所得状況により2割)となります。

※介護サービス利用者負担加算について

介護サービスを利用した場合の利用料は原則1割(所得状況により2割)の負担となりますが、措置権者が決定するそれぞれの費用徴収の階層に応じた加算があり、1割負担から更に軽減されます。(給付制限がある場合は1割負担分までが加算対象)

○介護保険給付対象外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が入所者の負担となります。

- ①ケアプランに定める回数を超えての介護サービスの利用
- ②おむつ代
- ③理美容料
- ④日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、入所者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用  
例：衣服、履物、歯ブラシ、安心パンツ、外部クリーニング代、外部施設入場料、外食代、その他、注文購入品等。